

第7号

発行日  
2020. 11. 2

*Super  
Highway*

JR東労組バス関東本部



JR東労組ホームページ

バス関申  
第2号

2020年度年末手当等に関する申しれを行う!

1. 2020年度年末手当を **基準内賃金の2.5ヶ月**とすること。

2. 契約社員Aは社員に準じること。 3. 契約社員B及び臨時雇用員 **一律5万円**を加算すること。

4. 新型コロナウイルス感染症対応に対する特別手当として、全従業員対象に **一律10万円**を支給すること。

5. 支払いについては、2020年12月4日~9日までとすること。 6. 回答については、2020年11月20日までとすること。

## 要求の根拠

### ◆組合員の現実

- 厳しい決算状況はありますが、安全・安定輸送を担い収入の確保に向けて日々努力している現状は変わりません。
- 住宅ローンや自動車のローン等がありますが、超勤や休日出勤の減少等により月収が10万円以上減少している組合員の現実もあります。安心・安定した生活が出来なければ、社会インフラとしての使命を全うすることができません。

**年末手当の要求に対して組合員から切実な声がバス関東本部に届けられています!**

「家族への感染の不安も抱えながら感染防止に努め職務を全うしている」「車両職の業務も一部増加する中においても安全・安心の車両提供に努めている」「月収が激減し生活が厳しい。経営状況も分かるが、家族も含めた生活がある」「このような状況だからこそ社員の期待に答えてほしい」など。

### ◆新型コロナウイルス感染防止に対する努力

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中において、感染への不安も抱えながらも全系統の組合員・社員が健康管理に努め、安全・安定輸送の完遂と、さらなる安心の提供に向け日々奮闘しています。

### ◆一律10万円の支給について

- 2020年度夏季手当で「新型コロナウイルス感染症対応に対する特別手当」の申し入れを行いました。コロナ禍におけるリスクや努力は変わりません。

**人材の流失を防ぐ観点からも、今こそ「人」への積極的投資が必須だ!**

**赤字・コロナ禍においても組合員・社員の雇用と生活を守るために、JR東労組バス関東本部は精力的に団体交渉を行います!**